

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

中 期 目 標

平成23年12月

山形県・酒田市

目 次

前 文	1
<u>第 1 中期目標の期間</u>	3
<u>第 2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</u>	3
1 高度専門医療・回復期医療の提供及び医療水準の向上	3
（1）高度専門医療・回復期医療等の充実・強化	3
（2）医療スタッフの確保及び資質向上	4
（3）医療サービスの効果的な提供	5
（4）教育研修事業の充実	5
2 患者・住民サービスの一層の向上	5
3 法令等の遵守と情報公開の推進	6
4 医療安全対策の充実・強化	6
<u>第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</u>	6
1 弾力的な運営体制の確立	6
2 診療体制、人員配置の弾力的運用	6
3 経営基盤の安定化	6
<u>第 4 財務内容の改善に関する事項</u>	7
<u>第 5 その他業務運営に関する重要事項</u>	7
1 人事に関する事項	7
2 職員の就労環境の整備	7
3 医療機器・施設整備に関する事項	7
4 法人が負担する債務の償還に関する事項	7

前 文

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構（以下、「県・市病院機構」という。）は、全国各地で地域医療の崩壊が叫ばれる中、平成20年4月1日に県立日本海病院と市立酒田病院を統合再編し、地方独立行政法人による運営を開始し、「安心、信頼、高度」の医療提供と「保健、医療、福祉」の地域連携という統合再編の理念に基づき「日本海総合病院」と「日本海総合病院酒田医療センター（以下、「酒田医療センター」という。）」の両病院の運営を行ってきた。

平成20年度から平成23年度までの第1期中期目標期間中においては、両病院の医療機能を明確化し、日本海総合病院においては、救命救急センターの新設、南病棟の整備など必要な施設整備を行うとともに、高度・専門医療、急性期医療等の充実、強化を行ってきた。一方、酒田医療センターにおいては、地域に不足していた療養病床に転換するとともに、回復期医療の充実を図るため引き続き所要の施設整備等に取り組んでいる。

なお、第1期4年間の病院機構の運営面、経営面においては、さまざまな改善の取組等を実施し、設立年度当初から目標としてきた経常収支比率100%を初年度から達成するなど、当初計画の経営指標を上回り、着実な成果を上げ、外部委員で構成する評価委員会から高評価を得るとともに、総務省の『公立病院経営改善事例集』等でも紹介されるなど、全国的にも統合再編の先進モデルとして注目されている。

さて、病院を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進行に伴う人口減少傾向が進んでおり、庄内地域においても平成22年に比較して、平成27年には人口が5.0%減少する一方、高齢者は6.0%の増加が見込まれるなど、変化が予想されるが、庄内地域に必要な医療が受けられるため、医師確保、医療機能を明確化した更なる機能強化、三次救急医療体制の強化、在宅医療体制の充実など、住民が地域で安心かつ良質な医療サービスを受けられる体制がさらに求められる。

このようなことから、平成24年度からの第2期中期目標期間においては、さらに、住民が安心して暮らせる医療サービスを将来にわたり安定的に提供するため、持続可能な経営に引き続き努力するとともに、日本海総合病院においては高度・専門医療を拡充するための医療機器整備や運営基盤となる人材育成のための環境整備など将来に向けた整備・拡充を着実にを行い、医療技術、医療サービスの一層の向上を目指していく。一方、酒田医療センターにおいては、回復期医療に係る所要の施設整備を行い、地域の保健、医療、福祉との連携を強化し、切れ目ないサービスを提供する必要がある。

第2期中期目標の策定にあたっては、これまでの統合再編時の理念を継続して掲げるとともに、地方独立行政法人としての第1期中期目標期間の経営面・運営面における実績等を踏まえ、さらなる自主性を発揮し、弾力的、かつ効率的で透明性の高い病院運営の確保に努めるとともに、両病院の連携強化及び役割の明確化と地域における機能分担・医療連携を推進しながら、患者の信頼と地域住民の期待に最大限応えていくものとする。

【第2期中期目標の理念】

- ・「安心、信頼、高度」の医療提供
- ・「保健、医療、福祉」の地域連携

【第2期中期目標の方向性】

- ① 日本海総合病院は、地域の中核的な医療機関として、高度医療や専門医療の提供
- ② 酒田医療センターは、療養型医療サービスの提供、介護・福祉施設等との連携強化
- ③ 高度専門医療・回復期医療の充実を図るため、医師等の医療人材確保・育成の取組を強化
- ④ 計画的な施設及び医療機器等の整備
- ⑤ 自律性・機動性の高い法人運営体制で「安定的な収支構造」を確立

第1 中期目標の期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県・市病院機構は、将来にわたりさらに「安心、信頼、高度」の医療を安定的に提供していくとともに、「保健、医療、福祉」の地域連携を推進し、地域の医療機関等との連携を積極的に進めるため、日本海総合病院及び酒田医療センターを運営すること。

このため、運営する両病院は、次の表に掲げる基本的機能を担うとともに、庄内地域における中核的な医療機関としての役割を引き続き発揮していく必要がある。

また、医療圏内における医療提供体制の充実・強化を図るため、地域の医療機関等との機能分担及び医療・介護・福祉との連携を推進するとともに、新たな再編ネットワーク化等が必要とされる場合においては、設立団体と協議を行いながら検討を進めるものとする。

病 院 名	基 本 的 な 機 能
日本海総合病院	三次救急医療(救命救急センター) 急性期医療、災害医療、感染症医療 がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・小児医療・周産期医療などの専門医療 これらの医療水準の向上のための教育研修
日本海総合病院 酒田医療センター	回復期・療養期医療(在宅医療等への支援を含む) 回復期リハビリテーション、通所リハビリテーション これらの医療水準の向上のための教育研修

酒田医療センターの増改築工事が、平成25年3月までの予定で実施されるが、日本海総合病院も含めて、将来の医療需要や医療環境の変化等にも的確に対応できる柔軟な施設整備に配慮するとともに、県・市病院機構の運営により建設費の償還が可能となるよう、建設及び維持管理コストについても十分考慮していく必要がある。

1 高度専門医療・回復期医療の提供及び医療水準の向上

(1) 高度専門医療・回復期医療等の充実・強化

日本海総合病院は、庄内地域の中核的な医療機関として、急性期医療や高度・専門医療等の提供に努めること。

また、酒田医療センターは、療養型医療サービスの提供を充実させるとともに、介護・福祉施設等との連携強化に努めること。

①診療体制の充実

制度改正、医療施策の将来動向や、今後の医療需要の変化及び新たな医療課題に適切に対応していくため、患者動向や医療ニーズの変化に即した診療部門の充実及び見直しを行うこと。

②高度医療機器の計画的な更新・整備

県・市病院機構に求められる高度専門医療等を継続的に提供できるよう、計画的な医療機器の更新・整備を進めること。

③災害時や健康危機における医療協力

災害時には、災害拠点病院として患者を受け入れるとともに、県の要請等に基づき、DMATや医療救護班等を現地に派遣して医療支援活動を実施すること。

特に、災害拠点病院としての機能を十分発揮できるよう緊急時における連絡体制の確保、非常用自家発電等の燃料及び医療物資（医薬品、診療材料、給食材料など）の備蓄や優先納入体制の整備など災害時医療体制の充実強化を図ること。

また、新型インフルエンザ等を含む新たな感染症の発生など、地域住民の生命、健康の安全を脅かす健康危機事象が発生したときは、関係機関と密接に連携しながら迅速な対応に努め、庄内地域の中心的役割を担うこと。

④政策医療の実施

救急医療や災害医療のほか、感染症対策など、政策医療の実施機関として、関係機関と連携しながら中心的役割を担うこと。

(2) 医療スタッフの確保及び資質向上

①医療人材の確保・育成

高度専門医療等の安定的な提供を図るため、医師、薬剤師、看護師に加え、診療放射線技師、臨床検査技師などの医療従事スタッフの確保に努めること。特に、臨床研修医及びレジデント（専門分野の研修医をいう。）の受入れに努めること。

また、各職種の専門性の向上を図るため教育・研修体制の充実を図るとともに、職員の各職務に関連する専門資格の取得など、自己研鑽・研究をサポートする仕組みづくりを進めること。

さらに、医療スタッフの確保を図るうえで、働きやすい環境づくりに努め、職員にとって魅力ある病院をめざすこと。

②事務職員の確保と専門性の向上

法人事務職員の採用等による専門職化、診療情報管理士などの専門資格の取得、研修の充実や委託職員の質的向上等により、事務職員の資質向上を図りながら、事務部内のマネジメント力の強化に努めること。

(3) 医療サービスの効果的な提供

①地域連携の推進

庄内地域における中核的な医療機関としての役割を果たすため、紹介・逆紹介の推進を図るなど、地域の医療機関との連携を一層強化し、地域医療情報ネットワーク等を活用した診療情報の共有化による医療連携の推進や地域連携クリティカルパスの活用などにより、一貫した治療計画に基づき安心・安全な医療サービスの効果的な提供に努めること。

また、退院時における地域の介護・福祉施設等との連携を強化し、地域住民に対し、医療・介護・福祉へと切れ目のないサービスの提供ができるように努めること。

②ITネットワークの活用

地域の医療機関、介護・福祉施設等との医療情報の共有化をさらに推進するとともに、地域、医療圏などを越えた広域的な医療連携の推進に努めること。

③地域連携クリティカルパスの活用

5大がん（肺がん・胃がん・肝がん・大腸がん・乳がん）、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病などのパスの作成と運用を推進し、効率的かつ一貫した質の高い医療の提供に努めること。

(4) 教育研修事業の充実

①庄内地域における医療水準の向上

山形大学、東北大学、県立保健医療大学、県立病院などと連携し、庄内地域の中核的な医療機関として、質の高い医療従事者を育成し、庄内地域における医療水準の向上に寄与するよう努めること。

②住民意識の啓発活動

地域住民を対象としたセミナー、広報などを積極的に行い、住民の医療や健康に対する意識の啓発に努めること。

2 患者・住民サービスの一層の向上

来院から診療、会計に至る全てのサービスについて、待ち時間の短縮等、患者の利便性の向上に努めること。

また、サービスの向上に当たっては、患者・住民の意見を取り入れる仕組みづくりや、住民に病院の役割機能や実績などを理解してもらうための取組も積極的に行うこと。

3 法令等の遵守と情報公開の推進

法令を遵守するとともに、高い倫理観をもち、患者が安心して医療を受けられるよう配慮すること。

また、インフォームド・コンセントの一層の充実や、カルテ・レセプト等医療情報の適切な情報開示・情報発信を進め、患者及び住民の信頼向上に努めること。

さらに、情報セキュリティ対策の強化に努めること。

4 医療安全対策の充実・強化

日常の医療活動を一層的確かつ安全に実施するために、医療安全管理を統括、監督する体制を強化し、医療事故の報告の有無に関わらず、定期的に病院内の各部門に対し安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対し、適切な助言、指導等に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 弾力的な運営体制の確立

中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標を達成するための弾力的かつ効率的・効果的な業務運営体制を確立すること。

2 診療体制、人員配置の弾力的運用

医療需要の変化等に迅速かつ的確に対応し、医療従事者の配置を弾力的に行うこと。

また、必要に応じ常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより多様な職種の活用を図り、効率的な業務運営に努めること。

さらに医師をはじめ各職種の負担軽減を図るため、医師事務作業補助者や看護補助者などの積極的な活用を努めること。

3 経営基盤の安定化

(1) 収入の確保

安定した経営を維持するため、住民の医療ニーズに応えつつ、営業収益の確保を図るため、国の医療制度改革や診療報酬改定等に、速やかに対応するための取組を行うこと。

また、病床利用率や平均在院日数等においては、引き続き患者動向や診療体制等を見据え、数値目標を設定し、その達成を図ること。

(2) 費用の抑制

効率的な病院運営を行うため、必要な費用を適切に見積もるとともに、人件費や経費などについて、具体的な数値目標を設定し、その達成を図ること。

特に人件費については、全国自治体病院の黒字病院の人件費率を参考に目標を定めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画及び年次計画を作成し、これに基づき病院を運営することにより、中期目標期間の各年度において経常収支比率100%以上を達成すること。

また、安定した経営を続けるため、経営基盤を強化し、目標期間内の各年度において資金収支の均衡を達成すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する事項

地域住民の医療ニーズの変化に応え、高度な専門知識と技術に支えられた安心で良質な医療を提供するとともに、専門的ノウハウを法人に蓄積するため、医師等の医療従事者や専門スタッフを適切に配置すること。

2 職員の就労環境の整備

専門的能力の十分な活用を図り、効果的な病院運営を行うため、職員の事情に応じてその能力を発揮できるような柔軟かつ多様な勤務形態を取り入れるとともに、業務の見直しを図りながら職員の就労環境を整備すること。

3 医療機器・施設整備に関する事項

医療機器・施設整備については、費用対効果、地域の医療需要、他機関との機能分担、医療技術の進展などを総合的に判断して実施すること。

特に、高額な医療機器等の更新及び整備については、償還等の負担を十分に考慮し、中長期的な施設設備の投資計画（整備計画）を作成のうえ、計画的に行うこと。

4 法人が負担する債務の償還に関する事項

山形県及び酒田市に対し、地方独立行政法人法第66条第1項に規定する地方債のうち、法人の成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務及び同法第41条第5項の借入金債務を負担すること。また、その債務の処理を確実に行うこと。